

## 三田シティハウス震災対策本部 発災時活動マニュアル

### (1) 震災発生直後～1日目

あらかじめ役割を決めていても、災害時にメンバーが在宅しているとは限りません。発災当初はマンション内にいる居住者が主体となって活動します。その場にいる居住者のみで対応ができる組織作りが求められます。

発災直後の震災対策本部の活動としては、居住者の安否確認、安否情報の集約、救護所の開設を優先します。

#### ① 震災対策本部の設置

- ・震災対策本部設置の条件ほか。

項目	内容
震災対策本部設置条件	エレベーターが停止した場合（震度5以上相当）
震災対策本部設置場所	三田シティハウス1階 集会室
震災対策本部設置者	三田シティハウス管理組合理事長

- ・防災委員会のメンバーが中心となり、活動を開始します。ただし、発災時にメンバーが不在の場合を想定し、代理のメンバーを決めておきます。

役割	氏名・部屋番号	電話番号
本部長（管理組合理事長）	〇〇(101)	
本部長代理（防災委員会委員長）	〇〇(101)	
副本部長（防災委員会副委員長）	〇〇(101)	
副本部長代理（防災委員会副委員長）	〇〇(101)	
情報・広報班長（情報班長）	〇〇(101)	
情報・広報班長代理（情報班長代理）	〇〇(101)	
防火・消火・浸水班長（防火班長）	〇〇(101)	
防火・消火・浸水班長代理（防火班長代理）	〇〇(101)	
救助・救護・避難班長（救護班長）	〇〇(101)	
救助・救護・避難班長代理（救護班長代理）	〇〇(101)	
避難・物資・生活班長（生活班長）	〇〇(101)	
避難・物資・生活班長代理（生活班長代理）	〇〇(101)	

## ② 本部長・副本部長の活動

### 【班長の指名、班の再編成】

- ・班長や班長代理が不在の場合は、各班長を指名します。
- ・各班の集合人数に偏りがある場合は、人数が不足している班への配置換えを行います。
- ・対策本部員の絶対数が足りない場合は、居住者から有志を募り、班員に指名します。

### 【情報の集約・全体の活動の指揮】

- ・各班からの情報や報告等により、居住者の安否情報や、建物・設備の被害状況といった「内部情報」、地域の被害状況や、避難所の開設状況といった「外部情報」を把握し、対策の検討や活動全体の指揮をとります。
- ・必要に応じて防災関係機関（警察・消防・区など）へ救助、応援要請や、被害状況を報告します。
- ・排水・下水管破損の恐れがある場合、排水制限の実施を決め居住者に呼びかけます。
- ・マンション自体に火災が発生している場合、あるいは火災が迫ってくる危険がある場合は、全館放送等を利用し、居住者を適切な場所へ避難するように呼びかけます。
- ・本部長は全体の動きを把握するため、対策本部に常駐し、活動指示に徹します。

## ③ 情報・広報班（情報班）の活動

### 【安否確認】

- ・安全確保のため、他班と協力して各階2人1組で各住戸の安否確認を行い、その結果を「階別安否情報シート（様式3）」に記入します。
- ・安否確認を行うことができた居住者には「震災連絡カード（様式4）」を配布します。
- ・「安否確認カード」で救助や救護を求めている住戸や、ドアが壊れている等避難路の確保ができない住戸を確認した際は、救護班長を通じて救助班に対応を依頼します。
- ・「安否確認カード」が貼られておらず、安否確認できなかった住戸についてはテープなどで「連絡依頼書兼安否不明シート（様式5）」をドアに貼り、帰宅した際の連絡を求めるとともに、継続して安否確認を行います。

### 【情報の整理・伝達】

- ・「階別安否情報シート（様式3）」に集められた情報を集約し、「対策本部安否情報シート（様式6）」に整理し、情報班長及び本部長・副本部長に報告します。
- ・安否情報のほか、救護所の開設や建物・設備の状況などを必要に応じて掲示板や館内放送等を活用し、居住者へ伝達します。排水制限が決まった場合、協力を呼びかけます。

## ④ 救助・救護・避難班（救護班）の活動

### 【閉じ込め者の救出】

- ・救助用具（バール、ハンマー等）を用意します。
- ・救護班長の指示により用具を活用し、玄関のドアを開け、救助します。
- ・閉じ込め者に怪我が無い場合は、バルコニーの仕切り板や、避難はしごを用いて他の住戸から避難するように指示します。
- ・安否不明な要援護者の住戸については、応答がない場合、救助用具を活用し、ドアを開けて安否を確認する場合があります。

→緊急の場合はドアを壊したり、隣家のベランダを経由したりして立ち入ることを日頃から、居住者全員の共通認識として、共有しておきます。

### 【負傷者の誘導・応急手当】

- ・救護所開設までは、エントランスまたは住戸内などの安全な場所へ負傷者を誘導します。
- ・軽傷者は、各家庭の救急セットや備蓄物資の医薬品を使用し応急手当を行います。
- ・重傷者は、救助班長及び本部長・副本部長を通じて、消防署に救助を依頼します。

### （緊急医療救護所とは）

発災から72 時間まで（超急性期まで）に、けがをした場合や、病気になった場合は、「救急告示医療機関」等に区が設置する緊急医療救護所でトリアージ（緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めること）を実施します。そして、重症者は災害拠点病院へ、中等症者は災害拠点連携病院へそれぞれ移送し、軽症者には応急手当・避難所への誘導を行います。発災から72 時間以降（急性期以降）は必要に応じて、避難者が500 人以上の避難所、福祉避難所等に医療救護所を設置します。

- ・最寄りの救急告示医療機関

## 【済生会中央病院、国際医療福祉大学三田病院、慈恵会医科大学附属病院】

### 【救護所の開設】

- ・室内の安全確認後、救護所を開設します。※場所・方法等は救護班と要相談
- ・利用者の情報を「救護所受付名簿（様式7）」に集約し、名簿を作成します。

### 【負傷者と要援護者の誘導】

- ・救護所が開設されたら必要に応じて負傷者、要援護者を誘導します。
  - ・移動が困難な場合は、担架等を使用して搬送します。
  - ・居住者の中に医師、看護師、介護経験者等がいる場合は協力を要請します。
- ※要援護者は、居住者への緊急時連絡票などをもとに予め「災害時要援護者名簿（様式2）」に登録しておきます。

## ⑤ 防火・消火・浸水班（防火班）の活動

### 【初期消火活動】

- ・各部屋の出火状況を確認し、出火している部屋が有れば大声で周囲に知らせ、班員と協力し、初期消火を行います。
- ・初期消火を行う際は、事前に避難経路を確保します。
- ・出火を確認したら、消防署へ通報するとともに、防火班長及び本部長・副本部長へ報告し、居住者の避難誘導をします。

### 【安全確認】

- ・建物や設備の安全確認を実施し、危険場所を把握した場合は、防火班長及び本部長・副本部長に報告します。

## ■震災対策本部マニュアル 20180330

- ・危険場所には表示をして、立ち入りを制限します。

### （チェックポイント）

- ・建物：外壁や内壁のひび・崩落、ガラスの飛散 など
- ・設備：エレベーター、給水管、排水管、貯水槽 など

### 【出入口の管理】

- ・「**出入口管理シート（様式 8）**」を使用し、居住者の協力を得て出入口の管理を行い（防犯のため居住者が使用する出入口を限定する）、居住者、来訪者などを確認します。

## ⑥ 避難・物資・生活班（生活班）の活動

### 【排水制限の周知】

- ・排水制限が決まった場合、居住者に水を流さないよう、協力を呼びかけます。

## （２）震災発生から２日目～３日目

２日目以降になるとそれぞれの活動も徐々に落ち着き、帰宅者等により活動人員が確保しやすいことから、対策本部の態勢を充実させていきます。

### ① 本部長・副本部長の活動

- ・有志を募り各班の配置を指示します。
- ・救護班は医療・看護・福祉関係者から、防火班は建築関係の居住者から選出します。
- ・引き続き、各班からの情報や報告等により、建物内外の状況を把握し、対策の検討や活動全体の指揮を取ります。防災関係機関、町会・自治会と連携した活動を行います。

### ② 情報班の活動

#### 【各住戸の情報収集】

- ・安否確認ができず、「**連絡依頼書兼安否不明シート（様式 5）**」をドアに貼付けた不在者から帰宅の連絡を受けた際には、「**災害連絡カード（様式 4）**」を渡します。
- ・帰宅者の情報は引き続き「**階別安否情報シート（様式 3）**」及び、「**対策本部安否情報シート（様式 6）**」に整理し、情報班長及び本部長・副本部長へ報告します。
- ・安否情報のほか「**震災連絡カード（様式 4）**」等から把握した情報をとりまとめ、必要に応じて情報班長及び本部長・副本部長へ報告します。
- ・救護が必要な住戸がある場合には、救護班長を通じて救護班へ活動を依頼します。

#### 【情報の収集・発信】

- ・防災行政無線やラジオ、防災・緊急情報メール等を利用して情報収集を行うほか、近隣の町会・避難所などに出向くなどして地域の情報を収集します。
- ・建物・設備の被害状況を把握し、外部情報と併せ掲示板などで居住者に伝えます。
- ・建物内の被害状況をカメラ等で撮影して記録に残します。

### ③ 救護班の活動

#### 【救護所の運営】

- ・組織の再編成により、医療・看護・福祉関係者は救護所での活動に従事します。
- ・手当完了後の対応（帰宅等）を含め、利用者の状況を「**救護所受付名簿（様式7）**」に記入します。

#### 【負傷者の搬送・誘導】

- ・引き続き負傷者、要援護者など救護が必要な方を救護所へ誘導し、必要に応じ避難所などへの搬送、誘導を行います。

### ④ 防火班の活動

#### 【出入り口の管理】

- ・引き続き出入り口の管理を行い、在宅者、帰宅者、来訪者などの状況を「**出入り口管理シート（様式8）**」を使用して確認します。

#### 【建物・設備の安全確保】

- ・管理会社等に連絡し、建物及び設備点検を依頼し、点検に協力します。
- ・管理会社等にエレベーターの復旧見通し、危険箇所の有無・防止策、復旧が必要な場所・内容・費用等の点検結果のまとめを依頼します。

#### 【防犯活動】

- ・建物内の見回りをを行います。
- ・地域の町会・自治会が行う防犯活動に協力します。

### ⑤ 生活班の活動

#### 【飲料水の確保】

- ・水は各家庭での用意が原則であることをお知らせする。飲料水が不足する場合は各自、給水拠点で確保するよう案内します。

#### （給水拠点とは）

大地震が発生し、断水になったときでも、応急給水槽や浄水場・給水所などの給水拠点で、応急給水を受けることができます。

- ・最寄りの給水拠点：

#### 【芝給水所：芝公園3-6-7】

#### 【ごみの保管】

- ・ごみは各住戸での保管を徹底します。
- ・一時的にダストルームを開放する場合は掲示板等でお知らせします。

### (3) 4日目以降（復旧期）

被災生活期（2日目～3日目）の活動を継続しますが、ライフラインの復旧状況により活動態勢を縮小し、段階的に平常時の態勢に移行していきます。活動態勢の縮小は、電気とエレベーターの復旧を目安とします。

#### ① 本部長・副本部長の活動

##### 【排水制限の解除】

・館内の排水管、下水管が破損していないことが確認され、各住戸で排水しても問題ないと判断できた段階で制限を解除します。

#### ② 情報班の活動

##### 【情報の管理】

- ・電気、エレベーターが復旧して各住戸との連絡が可能になり、災害対策上問題ないと判断した時点で活動を縮小します。
- ・安否確認については、全居住者の状況が把握できるまで継続します。

##### 【地域情報の提供】

- ・避難所、地域の町会・自治会の情報を把握し、引き続き掲示板や館内放送等で居住者に情報を提供します。

#### ③ 救護班の活動

##### 【救護所の閉鎖】

- ・エレベーターが復旧し、安全が確認されたら、負傷者・要援護者を自宅、あるいは医療機関に引き渡し、利用者がなくなった段階で救護所を閉鎖します。

##### 【救護活動】

- ・在宅での救護活動を行っている方に対しては、支援の必要の有無を本人または家族に確認します。

#### ④ 防火班の活動

##### 【出入口の管理、建物・設備の安全確保】

- ・管理会社、管理人による管理態勢が整った段階で、平常時の管理態勢に移行します。

##### 【防犯活動】

- ・建物内の防犯活動は管理会社の態勢が整った段階で、管理会社に移行します。
- ・地域の防犯活動は地域の町会・自治会等と協議のうえ、活動を縮小します。

## ⑤ 生活班の活動

### 【救援物資の配布】

- ・食料や日用品が不足している場合は、避難所と調整し、救援物資の確保・管理・配布を行います。

### 【ごみ処理】

- ・ダストルームが使用可能となったら、掲示板等で知らせます。

### 【排水制限の解除】

- ・排水制限の解除を掲示板等で知らせます。

## ⑥ 対策本部の活動

### 【対策本部の解散】

- ・各班の活動状況を把握し、縮小・廃止を指示します。
- ・本部長の判断で対策本部を廃止し、平常時の態勢へ移行します。

(了)